

# パブリックコメント手続資料

## 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

- 令和4年に行われた児童福祉法の改正により、里親支援事業を行うほか、里親及び委託児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが新設され、里親制度の推進を図る児童福祉施設として位置付けられました。
- 改正児童福祉法第33条の3の3において、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために児童の最善の利益を考慮するとともに、あらかじめ、年齢、発達状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下、「意見聴取等措置」という。）を行う規定が新設されました。これに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」）において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置を行う旨の規定を設けることとなりました。
- 改正児童福祉法の趣旨を反映し今般改正された内閣府令の各種規定に基づき、本市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例においても、改正内容を反映するため、条例改正の手続きを行います。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください、

### 1 募集期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月19日（金）まで

※郵送の場合：1/19（金）当日必着 持参の場合：1/19（金）17時15分まで

### 2 閲覧場所

川崎市役所本庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）

川崎市のホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

◆郵送・持参・FAX・電子メール(電子メールは専用フォームを御利用下さい。)

◆意見書の書式は自由です。

◆必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

\*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

### 4 送付先・問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（児童福祉担当）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044(200)2929 FAX: 044(200)3638

※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用下さい。

### 5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）について

## 1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「法」という。）については、その施行に向けて関連法令として、「児童福祉法等」の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号。以下「施行府令」という。）等が令和5年11月14日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行されることになりました。

施行府令においては、改正法第7条に定める里親支援センターの設置に関する事項及び、同法第33条の3の3に定める意見聴取等措置と同様に、施設等入所者の自立支援計画策定時に採るべき意見聴取等の措置に関する規定が定められました。

これに基づき、本市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例においても、該当部分に関する改正手続きを行うものです。

里親支援センターについては今回の法改正にて初めて設置された児童福祉施設であること、また、意見聴取等措置については、施設等に入所する児童等の意見を聴き、着実に自立支援計画の策定に反映させることが求められることから、改正法の趣旨を踏まえ、本市条例に反映させるにあたり広くご意見を伺うものになります。

## 2 国が定めた基準と本市の条例への反映について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

### 3 条例で制定する基準について

#### ①制定する内容

里親支援センターに関すること

自立支援計画策定時における意見聴取に関すること 等

#### ②条例制定における基本的考え方

国の基準（府令）は、児童福祉法の理念に即したものであり、また、各規定は改正法の趣旨を実現するために適した基準となっていますので、国と同じ内容で条例を定めます。

### 4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和6年4月1日に条例を施行します。